第２回 広陵町障がい者施策推進協議会　議事録

日時　令和８年 10 月 23 日(金)　10：00～
場所　広陵町総合保健福祉会館
「さわやかホール」４階中会議室

次　第

１．会長あいさつ

２．案件
・福祉に関するアンケート調査結果について
・広陵町第８期障がい福祉計画、広陵町第４期障がい児福祉計画の骨子案について

３．その他

議事要約

【事務局】

皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから令和８年度第２回広陵町障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

今回の協議会が、先日おこないましたアンケート調査の結果報告と、次期計画の大まかな枠組みとなる骨子案の概要について説明させていただきます。それに対して、皆様にご協議いただく形になります。本日いただいたご意見をもとに、次回の協議会でより具体的な計画案になる素案をお示しできるように作り上げていく段階です。

会議に先立ちまして、前回、第１回目の委員会でご欠席されて、今回からご参加いただく委員の方々をご紹介させていただきたいと思います。

～委員の紹介～

【事務局】

何とぞよろしくお願いいたします。

本日の協議会は傍聴席を設けさせていただいております。４名傍聴に来られていますので、皆様よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元に配付している資料の確認をお願いします。本日の資料として、まずは次第。それから当日資料の「基幹相談支援センターの役割」カラー刷りの資料です。それから、事前配付の資料として、アンケート調査の結果、資料１－１から１－５と書かれたものです。それから資料２「広陵町第８期障がい福祉計画・広陵町第４期障がい児福祉計画骨子案」です。本日お配りの資料は以上となります。不足しているものがございましたら、事務局の方までお申し出ください。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って進行してまいります。初めに会長のほうからご挨拶をお願いいたします。

１．会長あいさつ

【会長】

おはようございます。本日はご多忙の中お集まりいただきありがとうございます。本日はアンケートの調査結果の報告、及び第８期障がい福祉計画、第４期障がい児福祉計画の骨子案の説明が予定されております。委員の皆様には事務局からの説明が終了後にご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは早速ですが、案件に移りたいと思います。会長、進行をよろしくお願いいたします。

２．案件

【会長】

それでは議事を進行させていただきます。まず、福祉に関するアンケート調査結果について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、ジャパン総研の加瀬のほうからご説明させていただきます。よろしくお願いします。

○資料１「アンケート調査結果について」

今回は、前回の会議でご検討いただいたアンケート調査票を、手帳をお持ちの方や自立支援を受給されている方、障害福祉サービスをご利用の方から 1,000 名を無作為抽出して、調査票をお送りいたしました。今回、集計のスケジュールの関係上、取り急ぎ集計表のみを配付させていただいております。今回のこの集計表のみでは結果が少し分かりづらいと思いますので、次回の会議にて、グラフなどを掲載した詳細な分析結果の報告書をお渡しさせていただきますので、今回はこの集計表に沿って、簡単な結果の抜粋の内容のみご説明させていただきたいと思います。

お渡ししている資料が、資料１－１から資料１－５まで５種類あり、資料１－１が回答者全体の回答を集計した単純集計表となっております。ほかの資料については、年齢別、所持手帳別、発達障がいの有無別、また障がい児通所受給者証の有無別となっておりまして、ほかの設問と掛け合わせたクロス集計の集計表となります。

今回の資料については、お手元の資料１－１の単純集計に沿って主にご説明させていただいて、残りの資料の部分については口頭で補足という形でご説明させていただきたいと思います。

それでは、資料１－１の１ページ目をご覧ください。

まず、集計表の見方から簡単にご説明いたします。集計表の上のほうに設問文があり、その右横に（数量）や（ＳＡ）、（MA）などがあります。この表記は（数量）が数字を入力して回答したものになっています。（ＳＡ）が単数回答、（MA）が複数回答となっています。複数回答の場合は全体のパーセンテージの合計が 100%を超える場合がありますので、ご注意いただければと思います。さらに表の左側にナンバーとカテゴリーがあり、これが問の選択肢の内容になります。その右横の件数が回答件数、そのさらに右横の（全体）％が件数に対する回答割合、一番右の列の（除不）％が不明・無回答を除いた回答の割合となっています。今回、この全体のパーセントをもとに説明をさせていただきたいと思います。

まず、上から２つ目の回答状況という項目をご覧ください。今回 1,000 件配付したうち、郵送での回答が 314 件の 75.3%、Ｗｅｂ回答フォームでご回答いただいたものが 103 件の 24.7%となっており、合計で 417 件、全体の回答率が 41.7%となっています。また、その下の表を見ていただきますと、今回 417 件回答いただいたうち、ご本人の回答が約６割、ご家族による回答が３割となって

います。その下の問１、年齢を見ていただきますと、一番多かった年齢層の回答が 40 歳から 64 歳の方の割合が最も高く、18 歳未満の方の回答は 12.5%となっていて、その他の年代は２割半ばとなっています。

２ページ目をご覧ください。１ページ目に引き続き、２ページ目、３ページ目は回答者の基本属性についての設問となっています。２ページ目の問３に、手帳の所持についてお聞きしていますが、身体障がい者手帳をお持ちの方が約 4.5 割、療育が約 2.5 割、精神が約１割となっています。

３ページ目の問５が発達障がいの有無、問６が高次脳機能障がいの有無、問７が障がい児通所受給者証をお持ちの方についてお聞きしていますが、発達障がいについては、全体の 24%の方が発達障がいの診断を受けたことがあると回答されています。高次脳機能障がいが 2.6%、障がい児通所受給者証が 17%となっています。

続きまして、４ページ、５ページ目をご覧ください。こちらは暮らしや相談先についての質問となっていて、４ページ目の問 11 と５ページ目の問 12 が、介助者や相談先の設問で、介助者については家族や親戚が中心となっています。障がい児通所受給者証をお持ちの方の場合は、介助者の割合は８割が母親という回答となっていました。相談先も学校の先生が家族の次に多いなど、この全体の結果とは少し異なる回答も見られました。

６ページ目をご覧ください。６ページ目から７ページ目が外出についての説明となっています。６ページ目の上から２つ目の問 16 を見ていただきますと、全体の約７割の方が一人で外出できると回答している一方で、約 2.5 割の方は介助者が必要であると回答しています。一方で、手帳所持者別で見た場合は、特に療育手帳をお持ちの方は介助者が必要という方が６割以上となっていて、受給者証をお持ちの方の場合も、約６割の方が介助が必要というお答えをいただいています。

その次の７ページの問 18 で、「外出時の困りごと」についてお聞きしています。「他人との対話が難しい」という回答が 19.2%で、「特にない」を除いて最も高くなっていて、物理的なバリアフリーだけではなく、コミュニケーションや精神的な面も課題となっていることが伺えます。その下の問 19 で、「どのような支援があれば、より外出しやすくなりますか」とお聞きしたところ、「経済的支援」や「移送手段の充実」が求められていて、上位の割合となっています。また、療育手帳をお持ちの方や受給者証をお持ちの方の場合は、一番上の「ガイドヘルパー・ボランティアなどによる外出支援サービス」を求める方がほかの項目よりも特に多くなっていました。

７ページの下段から８ページをご覧いただきますと、８ページは主に就労についての設問となっています。一番上の問 20（１）では、就労支援施設に通う方に、就労意向をお聞きしています。一般就労をしたいと考えている方は 32%となっていました。思わないという方は 36%で、ほとんど同じ割合なのですが、３割の方が一般就労したいと思っていらっしゃるという状況です。また、その下に現在働いていない理由をお聞きしているのですが、「年齢のため」を除きますと、「働く自信がない」という回答や、「自分に合った仕事がない」という方の割合が多くなっています。問 21 で、就労支援として必要なことをお聞きしたところ、「職場における障がい者雇用への理解」が５割ともっとも多くなっていて、その次に「短時間勤務や勤務日数などの配慮」となっています。職場の

方の理解と柔軟な受け入れ体制が求められていることが分かります。

次に８ページの下段から９ページ、 10 ページが療育や教育についての質問となっています。

10 ページの問 26 で子どもの療育・教育に関する、保護者の方へご要望をお聞きしたところ、「進路指導をしっかりしてほしい」や、「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」といった回答割合が約５割を占めています。障がいのあるお子さんが将来、社会に出て自立していくための早期からの教育へのニーズなどがうかがえます。

10 ページの下段から 11～13 ページが、福祉のサービスについての設問となっています。11 ページの問 28（１）は「現在利用している障がい福祉サービス」についてお伺いしています。こちらについては「短期入所（ショートステイ）」が最も高く、その次に「生活介護」となっています。次の 12 ページは「今後利用したいサービス」です。こちらの場合も「短期入所」が最も高い割合となっていて、その次が「日中一時支援」となっています。

15 ページをご覧ください。15 ページ問 32、「あなたが現在受けている医療的ケアを教えてください」という設問があります。こちらは「受けていない」という方が 66.4%で、そのほかは何かしらの医療的ケアを受けている方や、不明・無回答となっています。全体で見たときに約２割程度の方が何かしらの医療的ケアを受けているという状況となっています。

その下の問 33 では災害時に困ることをお伺いしており、全体で「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境への不安」が 44.4%と特に高くなっています。その次に「周囲とコミュニケーションが取りづらい」という回答が続いています。特に所持手帳別で見たときに、療育手帳所持者や発達障がい、また障がい児通所受給者証がある方は、「周囲とコミュニケーションが取りづらい」という割合がほかの項目よりも高くなっています。

16 ページをご覧ください。こちらのページは障がいの理解促進についての設問になっています。問 35、「あなたは日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を感じることがありますか」で、「よく感じる」と「時々感じる」を合わせて合計で 28%の方が差別や偏見を感じるとお答えいただいています。その感じた場面としては、問 35 の（１）ですが、「街のなかでの視線」や「学校・職場」という回答が多く、地域や社会における理解促進」が、引き続き課題となっています。

17 ページ、問 38、「あなたは、今後どのように暮らしたいと思いますか」と、今後の暮らしの希望をお聞きしています。全体の約７割の方が「家族と一緒に自宅で暮らしたい」とお答えいただいています。一方で、グループホームなどの施設利用を望む声も一定数存在していますので、住み慣れた自宅での生活継続といった支援を求める方と、将来的な生活の場の確保を求める方がどちらもいらっしゃる状況です。

17 ページから 18 ページ目の問 40、41 をご覧ください。こちらは介助者についての設問となっていて、介助者の状況や負担についてお聞きしています。問 40 の下の設問で、主な介助者の方の年齢をお聞きしています。一番多かったのが 40 歳から 64 歳で 24.9%、65 歳以上の方が 20.1%となっていて、不明・無回答が多い回答になっていましたので、不明・無回答を除いた場合、約５割の方が 40 から 64 歳、４割の方が 65 歳以上で、介助者ご自身が高齢な方が多いということが分かり

ます。

次の 18 ページの問 41、介助について感じることをお聞きしたところ、全体で「精神的疲労が大きい」という回答がとても多く、その次に「自分の時間が持てない」という回答が多くなっています。

アンケート調査結果については以上となります。介助や相談についての状況や、外出や就労、療育・教育に関する課題、地域の理解についてなど、さまざまな課題が明らかになりましたので、この結果を計画策定の基礎資料として、今後も活用・詳細な分析は今後も進めてまいりますので、このあと説明する骨子案のほうにも掲載をして、分析と活用を進めてまいります。ありがとうございます。

【会長】

ただいま説明していただいた内容につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

【委員】

資料を見せていただくと、これだけのものを作るのは大変だろうと思います。ただ、高齢者には字が小さく見えづらいかなとは思います。

介護保険と障がい者施策との問題ですが、この資料では３ページの問８、「あなたは介護保険法の要介護認定などを受けてますか」という設問があります。実際、ご高齢者の方で障がいの方が増えていると問題になっていますが、その方たちは若い時に障がいの認定を受けておられます。こういう統計で障がいの数字を把握しようということですが、障がいのある方で、介護保険に回っている数字はあるのでしょうか。私は、前は障がい者でしたが、今は介護保険法で移動支援を受けているのですが、私の数字はどこへ上がるのですか。基本的には介護保険法と障がい者の各施策で、似通ったものがあり、そのときには介護保険法のほうが優先するとなっています。視覚障がいの方の同行援護は、障がいのほうの施策に残っているのではないかと思いますが、大半は年齢が１号・２号に該当すれば介護保険を使っていると思います。ただ、障がいを強くお持ちで障がいの施策を使ってもいいのではないかと思われる方も多くおられます。数字は、実際の障がい施策を利用された数字だけに収まっているのか、本当はもっといるけれども介護福祉法に回っている部分もあるのか、教えていただきたいと思います。

【事務局】

ご質問いただきありがとうございます。おっしゃるとおり、介護保険と障がい福祉サービスで重複するサービスはあって、重複する場合は介護保険のサービスを優先して使っていただいています。介護保険のサービスと障がい福祉サービスで重ならないサービスは、もちろん障がいのサービスというところで残っていきます。ご質問いただいてるのは、例えば、介護保険で移動支援や通院介助

など、そういうことを受けた場合、障がいの実数として把握できるのかどうかというところだと思いますが、実際はそういったサービスに関しては、介護保険の方で件数が上がってしまいますので、障がいのところには残っていないことになると思います。ただ、人によって、その区分が少し低くいために、介護の分だけでは時間数が足りず、その足りない部分を障がいのサービスで補っている方に関しては、障がいのサービスで把握できるのかと思います。

【委員】

アンケートはできればもっと生活に密着したアンケートにしてほしいと思います。いろいろ詳細にアンケートされていますが、一番大事なのは、われわれ障がい者が地域で生活ができるのかということです。政府もインフレに舵を切っていて、物価上昇があり、現在貰っている障がい年金で本当に生活ができるのか。例えば障がいを持つ方でも、家族や親にいろいろな資金援助を受けてる方が多いので、親なきあと、自分の障がい年金で生活ができるのかというアンケートを取ってほしかったと思いました。計画を作っても、実際にそのサービスを使う場合に、お金が伴うと使えないことがあります。医療費の助成をおこなってほしいと思います。知的障がい者の場合、ＡとＢと療育手帳を分けていますが、これを統一してほしいと９月議会に育成会の名前で請願も出しました。全会一致で採択されて、あとは町長に一任ということになりました。いろいろな障がいサービスがあっても、お金が伴う内容ではどうしてもそれを辛抱しないといけません。生存権や、文化的で健康な生活を送る権利がありますので、お金がないから医療やめようということにならないようにしていただきたいです。重度になってからでは医療費も多く必要になりますので、予防や健診などを充実させて、医療費の抑制をすることも大事だと思います。医療費は障がいの程度によって負担率が違うので、助成金を統一してほしいと思います。障がい者の雇用率も今回0.7%アップされました。事業所で障がい者が作る授産品も優先調達法で、優先的に行政が買っていただき、仕事も行政のほうから与えることにして、障がい年金で足りない部分をそういう制度でカバーするようにできればと思います。障がい者のために出来た優先調達法も各市町で内容が違います。予算化や制限をするなど一定の縛りを入れて、障がい者の工賃をアップさせて、障がい年金に上乗せできればと思います。障がい者の生活に密着した「あなたの障害年金で親なきあと生活できますか」、「できない場合は障がい者サービスの何を我慢しますか」という内容のアンケートを取ってほしいと思います。

【事務局】

ご意見いただきありがとうございます。アンケート自体は、今回はこれで完了していますので、追記はないのですが、実際、お金に関する経済的な部分のアンケートでは、本当にお金がなくて不自由されている方と、まあまあお金に余裕のある方と、果たしてどれだけの方が正直にアンケートに答えていただけるのかというところが懸念されるかと感じました。もちろん障がいがある方は働くことができない方も多くおられる中で、経済的な不安が尽きないのは重々分かっています。障害年金や各種手当を受給されている方もいれて、それに対して医療費や生活費が非常にかさんできて、

特に医療費がかかる方に関しては、この年金だけでは賄えない方が一定数いらっしゃることも理解はしています。ただ、アンケートで出た結果をこの計画の中で落とし込んでいくことが目的になるので、経済的な施策はこの計画では正直なところ落とし込みにくいと思っています。町の財源を使っていく施策になるので、決してばらまき施策にならないように、本当に適正なサービスをこちらは提供していくべきだと考えていますので、今回この計画に反映することができないと考えています。ただ、おっしゃることは重々よく分かっております。これまで何度もお話しさせていただいている中で、そういう苦しみを本人やご家族抱えていらっしゃることは重々理解させていただいておりますので、その点はご理解いただければと思います。

【委員】

今回 1,000 通送って回答が 400 という数値は、ほかの市町村と比べると回収率はいいほうなのですか。全国的に比べるとこの数字どうなのかを教えていただけたらと思います。

【事務局】

さまざまな自治体で、同じように障がい福祉に関するアンケート調査を実施させていただいています。どの市町村も大体４割程度、多くても５割くらいです。大体３～４割のところが多いので、今回の結果に関しては、平均的であると思います。

【会長】

ありがとうございました。ほかにご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

では続きまして、第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画の骨子案について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、ご説明をさせていただきます。

○資料２「広陵町第８期障がい福祉計画・広陵町第４期障がい児福祉計画の骨子案」

資料２の骨子案をご覧ください。今回の骨子案についてですが、今回策定する計画の内容の骨組みの部分になります。あくまで骨組みの部分ですので、詳細な障がい福祉の見込み量に関する部分などはまだ掲載していない段階です。今回、アンケート調査の結果は集計のスケジュールの都合上載せられていないのですが、別途実施した事業所への調査の結果や統計データなどを掲載しています。

目次のページをご覧ください。この計画は、主に第１部と第２部と資料編で構成をされていて、第１部のほうで計画策定の基本的な考え方や、先ほどの調査結果や事業所調査の結果、また統計データなどを掲載した現状と課題の章になっています。第２部の各論のほうで、今回の計画の主な内

容である、サービスの見込み量などを掲載する予定となっています。今回は主にこの第１部のほうの内容の説明をさせていただきたいと思います。

１ページ、２ページ目をご覧ください。第１部の総論で、第１章「計画策定の基本的な考え方」です。こちらは前回の会議でご説明させていただいた内容ですが、計画の策定における趣旨や、近年の国の動向など、計画の位置づけについての内容となっています。前回、説明させていただいたので、今回は簡単に概要だけ説明しますが、国の動向として最近障がいのある方の高齢化や重度化、8050 問題などさまざまな複合的な課題が多く見られますので、こういった課題を解決するために分野を超えた包括的な支援体制の構築が主に求められています。またさまざまな法改正なども進んでいて、そういった国の動向を踏まえて、広陵町においても新たな今回第８期・第４期の計画を策定していくことになっています。

３ページにはその法改正など国の動向の方を表で、年表として掲載をしています。

４ページ、５ページ目の方には法的な位置づけとして、今回の計画が、障がい者総合支援法や児童福祉法などに基づいて策定をおこなう旨を掲載しています。

６ページ目に各種計画における位置づけとして、広陵町における最上位計画である総合計画との関連性や、広陵町自治基本条例との整合性について、また地域福祉計画など上位計画やほかの関連計画との関係性についてこのような図で示しています。

７ページが計画の対象と計画の期間について掲載をしています。本計画の対象につきましては、障がい者の定義として、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある方、その他の心身の機能の障がいがある方とされていて、「障がいのある者」に関しては、障がい者手帳をお持ちの方以外についても幅広く含んでいます。また計画の期間に関しては、本計画は令和９年度から令和 11 年度までの３カ年とさせていただいています。

８ページからが第２章「障がい者等を取り巻く現状と課題」で、統計データや調査結果を掲載する章となっています。８ページの統計データは、初めてお示しするので簡単にご説明をさせていただきます。まず、８ページに人口と世帯についてのグラフが掲載されています。上段の総人口と年齢別の人口を見ますと、人口は年々減少傾向となっていますが、令和８年度には少し増加に転じています。０歳～14 歳、15 歳～64 歳、65 歳以上の年齢別について見ますと、65 歳以上の高齢者人口についてはおおむね増加傾向となっていて、そのほかの年齢別の人口については、増減を繰り返しつつ減少傾向となっています。それに伴って、高齢者の割合が年々増加しています。また、世帯数については下のグラフを見ていただくと、世帯数自体は増加している一方で、１世帯あたりの人員数は減少傾向となっていて、世帯の小規模化が進んでいます。

９～12 ページが、手帳所持者の方や障がいをお持ちの方についての状況となっています。身体障がい者手帳をお持ちの方については、推移を見ていただくと分かるとおり、全体には減少傾向となっていますが、18 歳未満の方は横ばい、18 歳以上の方は減少傾向となっています。

10 ページの下段の療育手帳所持者数を見ていただきますと、こちらは全体で増加傾向となっていて、年齢別で見てもすべての年代でおおむね増加傾向となっています。

11 ページの下段は、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方の推移となっていて、こちらも年々増加傾向となっています。こちらは 18 歳未満の方は増減を繰り返しながら増加傾向となっていて、18 歳以上の方もおおむね増加傾向となっています。

12 ページの下段は自立支援医療受給者数の推移で、こちらは全体的に増減を繰り返しつつ増加傾向となっていて、令和７年度は 759 名となっています。

13 ページをご覧ください。こちらは難病等対象者の状況で、難病等対象者の方の数の推移を掲載しています。令和５年度から令和７年度にかけて、全体としては概ねほぼ同じような数値の規模となっています。

14ページをご覧ください。こちらは障がいのある子どもについてのグラフデータとなっていて、特別支援学校や小中学校の特別支援学級の在籍者数の状況です。上段が特別支援学校の在籍者数の推移で、小学部は増減を繰り返しつつ増加傾向となっていて、中学部は令和５年度以降増加傾向となっています。高等部に関しては、増減を繰り返しつつ減少傾向となっています。下段の特別支援学級の在籍者数について、小学校は令和５年度以降減少傾向となっていますが、中学校及び通級教室については増加傾向となっています。

15 ページをご覧ください。特別支援学校の卒業生の進路状況の推移となっています。こちらは母数が少ないので分かりづらいかもしれませんが、就労支援Ａ、Ｂの方が横ばいの推移となっていて、福祉施設通所については、令和５年度以降減少傾向、また進学、専修学校等入学、一般就労については令和７年度を除き０人となっています。

16 ページ以降については、障がい福祉サービス等の実施状況ということで、障がい福祉サービスやその他の活動指標についての実績となっていますが、こちらについては前回の会議でご説明させていただきましたので、今回、説明は割愛させていただきます。

26 ページが先ほどご説明させていただいた、アンケート調査の詳細な分析をした上で、結果の概要をいくつか抜粋して掲載する予定となっています。こちらは次回の会議の素案を掲載する際に、掲載をさせていただきたいと思います。

続きまして、28 ページご覧ください。こちらは事業所調査の結果となっています。事業所調査を実施して、障がいのある方や障がい福祉に関する事業所を取り巻く現状や課題、今後の方向性などについて意向を把握するために実施をさせていただきました。今回、概要のみ計画書骨子案に掲載していますが、全設問を掲載した詳細な分析につきましては、次回のアンケート調査結果と同じく報告書として、完成版を皆様にお渡しさせていただきます。今回この中に掲載している概要だけ簡単にご説明をさせていただきます。

まず、調査対象については、町内の特定相談支援事業所及び委託相談支援事業所となっていて、メールにて配付・回収をおこないました。配付数・回収件数は９件で、８月から９月にかけて実施をしました。

28 ページ下段の「事業所の運営上で課題や問題を感じること」についてですが、一番多かったのが「事務量が増大している」という回答となっています。その次に「採用難や離職による慢性的な

人員不足」、「職員の専門性・育成の不足」となっています。

続いて、29 ページをご覧ください。こちらは地域での課題が主な内容となっていて、上段が「障がいのある方やそのご家族から事業所にどのような相談が来ることが多いか」という内容となっています。一番多かったのが、「障がい福祉サービスや制度全般について」となっていて、その次に「発達や療育・保育・幼児教育について」、また「家庭や家族について（介護や親なきあとなど）」という結果となっています。下段が、「事業運営を通じて感じる地域の課題」についての内容となっていて、最も多かったのが「障がいのある方が働くことができる場所が少ない」という結果となっています。その次に「余暇活動等の場所が少ない」、「災害時の避難対策や避難所の整備が不十分」と続いています。

30 ページをご覧ください。上段が「地域の理解を深めるために必要なこと」についてお聞きした内容です。一番多かったのが「学校における福祉教育や人権教育の充実」という教育面の回答です。次に「企業の積極的な福祉活動への参加」、「地域の人との交流イベントの開催」、「障がいに関する講演会や学習会の開催」、「障がいのある方の積極的な社会進出」という内容となっています。下段が「障がいのある方が地域で安全・安心に暮らしていくための課題や必要だと思うこと」についてです。最も多かったのが、「緊急時の相談・支援体制」となっています。次に「発生時の避難支援・避難所での配慮」、「地域での見守り体制」という順になっています。

31 ページをご覧ください。こちらは「障がいのある方にとって暮らしやすいまちになるため、重点的に取り組むべき分野」を３つまでお選びいただき、その取組を進めていくために必要なことなどアイデアをご記入いただいた内容となっています。最も多かったのが「子どもの特性に合った教育・保育・学習支援」となっていて、その次に「総合的な相談体制の充実」、「障がい福祉サービス等の情報提供の充実」となっています。取り組みを進めていくために必要なこととして、それぞれの回答を右側に掲載していますが、「障がい福祉サービス等の情報提供の充実」では、積極的な情報発信やサービスへの理解促進、「総合的な相談体制の充実」には、関係機関の連携が必要だというご意見が多くなっています。また「子どもの特性に合った教育、保育、学習支援」については、事業者による校内支援や関係課の連携、特性に応じた学習機会の確保といった部分が記載されていました。

こういった調査結果など諸々を踏まえて、32 ページのほうに今後の施策展開にあたっての課題ということで、統計結果やアンケート調査、事業所調査などをもとに全体の課題のまとめをおこなう予定です。

33 ページ以降は第２部各論となっていて、実際に成果目標や見込み量を掲載する予定となっています。こちらは次回の素案の方ですべて掲載をさせていただく予定です。

最後の 36 ページの資料編については、見込み量の内容などが固まってから、用語集など含めて掲載する予定となっています。骨子案についてのご説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございました。ただいま説明いただいた内容につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

【委員】

アンケートの集計結果で、18 歳未満の方の回収率が 12.5%とかなり低いので、15 ページの特別支援学校の卒業生の進路状況の推移で、現実が反映されていない印象があります。親御さんもお忙しくなかなか回答しにくいところもあるのかもしれないですが、18 歳未満の方が卒業して 18 歳以上になって地域で暮らしていくことを考えると、もう少し 18 歳未満の方の回答が上がらないと、実際に地域での問題点などが、反映しづらいのではないかと思います。今後、その回収率を上げるためにどうすればいいのか、そこをもう少し考えていけたらいいのではという印象を持ちました。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。毎回そうなのですが、確かに 18 歳以下の方の回収率が低いことは私どもも感じています。おっしゃるとおり、親御さんが忙しくて答える暇がないところもあるかもしれないですが、懸念しているのが、今、療育・児童の障がい児のサービスを受けていらっしゃる方の親御さんが、自分の子がこのまま成長していって 18 歳に到達したときに、どういったサービスが必要なのかというところを真摯に考えてくれているのかどうかということです。もちろん町としては、必要なサービスをしっかり考えた上で、こういった計画にも数字を落とし込んでいって、これだけの見込みが必要だから、それにかかる財源も確保しないといけないというところを考えています。ただ 18 歳未満のお子さんを抱えてる親御さんが、自分たちが仕事をしている間に療育をしてもらえたらいいという感覚で、サービスを利用されてる方も一定数いるのではないかと感じています。アンケートとして実数が出てこないところはあるので、普段のサービスの更新時に、我々は単に申請書を受け付けて事務的に支給決定しているというわけではなくて、今、お子さんの状態や困り事、何が今できないのか、できることは何か、前回と比べてどうですかというのを事細かく聞き取りさせていただいています。その中で本当にこの子に対してこれだけのサービスの日数が必要なのかとか、そもそもサービス要るのかとか、そういうところはしっかりとアセスメントをして、計画の数字に落とし込んでいくことになってくるのかと思います。単純にアンケートだけで見えてこない部分はたくさんあると思いますので、その点はわれわれもしっかり配慮して、今後考えていきたいと思っております。

【委員】

15 ページの③の「特別支援学校卒業生の進路状況の推移」に、「特別支援学校の卒業生の進路状況の推移をみると、就労支援Ａ・Ｂは横ばいの推移にあり、福祉施設通所は令和５年度以降減少傾向にあります。進学・専修学校等入学・一般就労は、令和７年度を除き０人となっています」とな

っています。 実際には令和５年度に一般就労が２人あります。「令和５年と７年を除き０である」と修正していただきたいと思います。

【事務局】

ご指摘のとおり、一般就労、令和５年度２件について、見落としがございましたので、次回の素案作成の際に修正をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【事務局】

今はこの計画の素案の段階で、文章が至らないところもたくさんあると思います。これに関しては事務局のほうで精査している中で、表に即した文章になるようにもう一度再構成を考えさせていただきますので、次回お示しする素案では、この骨子案と文章が変わってくる部分もあるかと思います。

【委員】

特別支援教育の部分ですが、この資料自体が広陵町教育委員会から出ているもので、社会福祉課ではないのですか。14 ページの２つとも教育委員会で毎年おこなっている学校基本調査の結果をそのまま書いておられて、社会福祉課独自の調査ではないのではないかと思いました。15 ページの資料も特別支援学校と書いてありますが、これは特別支援学校から直接もらった数字なのでしょうか。この資料等にこれが書いてある以上、これからこのアンケート結果を含めた素案づくりのほうに入るのですが、これはアンケートと関係ない部分ですよね。

【事務局】

14 ページの資料につきましては、社会福祉課から教育委員会に照会をかけて、その数値を元に記載させていただいたものです。15 ページにつきましては、資料が特別支援学校となっているとおり、特別支援学校に社会福祉課から直接照会をかけて得た数値となっています。

【委員】

資料の出どころは書いてあるとおりだったのですが、社会福祉課だけでこの資料を作れるかというと少し疑問なところもあります。前から言っているとおり、教育委員会と福祉部との連携が大事だと思います。いつも同じ発言して申し訳ないのですが、気になっている部分があります。相談部門の体制が改まったのは、大変良かったと思っています。この事例だけに絞れば、教育委員会と福祉課のほうで、それぞれ基本的な考えがありますので、そこをすり合わせていただいて、これでいこうということを考えていただくほうが、この数字が上がってくるよりもそちらのほうがいいのではないかと思います。

前々回、教育委員会の事務局のほうへ聞いていただければと申し上げたことがあるのですが、障

がい児の療育は、発見して、療育を早くやればやるほど、のちのち自立に繋がる部分が多くあることは、公に証明されています。確かに個々の健康状態や知能の程度などが全部違いますので、一律にこうすればこうなるということが言えないですが、障害児については、生まれた乳児の頃から連続した関わりが必要です。親御さんが関わっていくことは当然なのですが、行政機関、学校も含めて続いた流れのある関わりをしていかないといけないと考えています。この資料に戻れば、数字的に凸凹になっています。特に気になっているのは、特別支援学級のほうで、決して先生方が悪いということではなく、体制の問題ですが、特別支援学級の先生方の専門的な知識、情報を学校としてはどう確保されているのでしょうか。広陵町では支援学級の先生方について、まず何人おられるのでしょうか。ある程度カバーできているのでしょうか。率直に言えば、障がいの勉強もされずに教員資格を取られて、支援学級を持っているところを何校か知っています。それも経験を積ませるのも１つの考えなので、100%間違いとは言いませんが、最低限の知識を持ってもらうために、特別支援学校の教育の指導資格を取らなければいけないと思います。まだ、義務的にはなっていないので、やりなさいというところまでかなと思います。広陵町としては、特別支援学級の諸先生方の資格や専門知識をどう把握されておられるのでしょうか。もし持っておられない方がそういう学級の先生になっておられたとすれば、夏休みを利用して県の学校教育課が教育大学と連携を結んで、夏休みの短期間、研修会か講座をされるおり、それを受けたら特別支援学校の教員資格をとったと同じことになると聞きましたので、資格は得ることができます。学校から行かされるのか、資格を持っていない先生が自主的に行かれてるのかは分かりませんが、まず先生方のそういう頑張りを見たいと思っています。教育委員会のある人とこの話をして、広陵町どうですかと伺ったら、その方はまだ詳しいことはご存知なかったので、特別支援学級の先生方に町として、何もしておられないのでしょうか。現在も継続されてると思うのですが、元養護学校の校長先生をされた方を派遣という形で、各小中学校の特別支援学級に派遣して、先生方や、子どもに指導されているとお聞きました。生まれてから極端なことを言えばお亡くなりになるまで、障がい児教育の恩恵を受ける権利はあると思いますし、また受けるべきであると思っています。これあくまでも教育委員会の問題だと思いますので、こういう話を社会福祉課の方に申し上げるのは申し訳ありませんが、そこは連携をどうするのかになると思いますので、ご検討をお願いします。

【事務局】

切れ目のない支援については、われわれは常々意識させていただいています。広陵町には子ども家庭センターがございます。こちらが教育委員会や社会福祉課のつなぎの役割をするような位置づけにもなっていると思います。それから５歳児健診がこれから始まりますので、その中で、担当保健師が、的確に社会福祉課のサービスが必要かもしれないとか、そういう情報共有をきちんと押さえていくつもりです。少し話がそれますが、奈良県の一部でモデル的に、横串刺して途切れることのない支援を全町的にやっていこうということで、「Ｑ－ＳＡＣＣＳ」というツールがあります。こども家庭庁がそういうツールを作っていて、それを各自治体にはめ込むことができるか検証実験

が始まっているようです。その中で、始まりは保健センターで、その次に関わるのが教育委員会、教育委員会が終わったら社会福祉課と、途切れることのない支援を作っていこうという取組がなされています。そういったところにも私たちが顔を出して、研修会に参加して勉強して、広陵町版でどんな形でできるのかというところは、これから考えていかないといけないかなと思います。

【委員】

アンケートの調査ですが、29 ページの「事業の運営をする中で感じる地域の課題として、どのようなことがありますか」で、一番多いのが「障がいのある方が働くことができる場所が少ない」で、次いで多いのが「災害時の避難対策や避難所の整備が不十分」が上がっています。別紙の本人向けのアンケートの 15 ページで、「あなたが地震など災害の時困ることは何ですか」の問に、一番多いのが「避難場所の設備や生活環境が不安」と上がっているのですが、この推進会議の中で非常災害の対策等、環境整備についても検討することができるのですか。またそれを検討したことをその災害の担当の方に繋げることができるのかを教えていただきたいです。

【事務局】

本当に近年いろいろな災害が起こる中で、われわれも障がいを持っていらっしゃる方がどういった形で避難するのか、避難場所確保は常々課題だと思っています。広陵町では、青垣園や大和園などの福祉避難所と呼ばれるところと協定は結んでいるのですが、実態を見ますと、各施設での受け入れ人数やストックしている備品の数、どうやって障がいのある方を福祉避難所まで送るのかというツールというところは本当にばらばらな状態だと思っています。そういうところを今回このアンケートの結果も踏まえて、防災の担当課にきちんとこういう意見があると伝えた上で、的確な避難所を設けていくことが大事だと思っています。実際に大規模な災害が起きたときに、避難所に来るのが安心なのか、一旦、家でステイしておくほうがいいんじゃないのかとか、そういったところは本当に人それぞれだと思っています。災害が起きたときに、全部行政で賄えるのかというと決してそうではないところもあります。地域の自治体の皆さんのご協力も踏まえて、行政につないでもらうとか、適切なところにつないでもらう協力は絶対に必要だと考えていますので、要避難者名簿や避難行動支援名簿は、毎年更新しながら作っています。病気や障害があって、いざというときに助けてほしいという方に関しては、関係課や民生委員の皆さんを含めて、その名簿の共有を、本人同意の上で共有をさせていただいています。その地域の中で、どうやってこの人たちを助けていったらいいのか、どうやってこの人たちをつないでいったらいいのかというところは、行政努力だけではなく、地域の方の努力というところも考えていってもらわないといけないことが課題と考えています。おっしゃっていただいたように、こういうご意見があるということは、しっかりと担当課に繋いで、これからの福祉避難所の設営などに活かしてもらえればと思っています。

【会長】

ありがとうございました。ほかにご意見ございませんでしょうか。

【事務局】

いろいろご意見いただきありがとうございます。

次ですが、社会福祉課の方からお配りしている、カラー刷りの「基幹相談支援センター」についてご説明させていただきたいと思います。皆様お手元にございますでしょうか。この基幹相談支援センターは、今回、国の指針として降りてきています。設置の努力義務になっているのですが、広陵町としてこの基幹相談支援センターを設置したほうがいいのかどうかというところがまず大きな課題だと考えています。この基幹相談支援センターは、聞いたことない方もおられるかと思いますので、この機能について社会福祉課のほうから説明させていただきたいと思います。

○資料「基幹相談支援センターの役割」

【事務局】

基幹相談支援センターとは、個別の相談全てを引き受ける窓口というよりも、地域の相談支援体制全体を統括・強化する相談支援のハブとしての役割を担う機関になります。日々の個別支援の最前線に立つのは、相談支援専門員や相談支援事業所、そして関係機関の皆様ですが、基幹相談支援センターは、その後方から相談に乗り、関係者をつなぎ、必要な仕組みを整えることで支援が特定の担当者だけに集中したり、途中で途切れたりしないように支える役割を想定しています。

また、センターには身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病の全障がい種別への対応と専門職の配置、そして権利擁護の機能が求められています。

基幹相談センターが担う役割は、自治体の規模や既存の体制によって多少の違いはありますが、代表的なものを４つご紹介します。

１つ目は「総合相談・専門相談の実施」です。相談先が分からない場合や、障がい福祉だけでは整理しきれない複合的な課題、緊急性のある相談などについて状況を整理し、適切な支援や関係機関につなぐ役割です。また、障がい福祉の分野だけでなく、医療、介護、保険、教育、就労、住まい、生活困窮、権利擁護など複数の分野が関わる課題もあります。必要な時に個々の担当者がその都度調整するだけでなく、関係機関同士が相談し、協力できる関係や仕組みを整えておくことが重要です。

２つ目は「地域の相談支援体制の強化」です。こちらは相談支援専門員や関係機関への後方支援となります。対応に悩む事例について助言したり、必要に応じて同行したり、ケース検討の場を設けたりします。担当者に代わって全てを引き受けるというよりも、担当者が１人で抱え込まず支援を続けられるように支えることが大切です。

３つ目は「地域移行・地域定着の促進」です。現場の支援者の後方支援として退所・退院に向け

た課題の整理、関係機関との調整、必要な福祉サービスや住まいの確保に向けた連携を進めたり、トラブルなどが起きた際は関係機関とつながり直し、支援体制を立て直すなど、地域のネットワークづくりや支援力の底上げを通じて、地域全体で暮らしを支える仕組みを整えることが必要です。

４つ目は「権利擁護や虐待防止を支える役割」です。本人の意思決定支援の重要さが高まっている中で、成年後見制度等における需要は今後増加してくると考えられますし、虐待防止については相談を受けた際の初動の整理や、関係機関との調整、継続的な支援を後押しする仕組みづくりなどが考えられます。

このように基幹相談支援センターは個別の相談に対応するだけでなく、相談支援に関わる人や機関を支え、地域として支援を続けられる体制を作ることが主な役割となります。

ここで具体的に「8050 問題」「困難事例」「人材不足」の３つを例にあげて、基幹相談支援センターの機能がどう関わるのかを整理します。

まず「8050 問題」についてです。 8050 問題では障がい福祉だけでなく、高齢者福祉、医療、生活困窮などの複数の制度や機関が関わることがあります。長期にわたる生活上の課題が重なっている場合もあり、１つの機関だけで解決をすることは難しいケースがあります。その際、現場では誰が中心となって支援を進めるのか、どの機関が何を担うのか、リスクや必要な情報をどのように共有するのかといった点が曖昧になりやすいことがあります。基幹の機能が十分に発揮されれば、関係機関が集まって状況や課題を整理し、役割分担と次の対応を確認する場を支えることができます。基幹が全てを抱えるのではなく、地域の関係者が一緒に支援を進めるための交通整理役として機能します。

次に「困難事例」についてです。 困難事例は特定の事業者や担当者だけに起こるものではなく、どの機関でも直面する可能性があります。対応に迷ったときに相談できる相手や、関係機関と一緒に考える場が十分にないと、担当者が１人で抱え込み疲弊してしまうことがあります。その結果、必要な支援を継続することが難しくなる恐れもあります。基幹による助言やケース検討、関係機関との調整は、担当者を孤立させず複数の視点で対応を考えるための支えになり得ます。大切なのは担当者の責任を軽くするということだけではなく、地域で支援を支える仕組みを作るということです。

３つ目は「人材不足」です。人材不足というと採用の問題に目が向きがちですが、働き続けられる環境や経験の浅い職員が学べる機会も関係します。困難なケースが一部の担当者に集中する、悩みを相談する先がない、経験を共有する場が少ないといった状況が続けば、疲弊や離職につながり、さらに人材が不足するという悪循環が生じる可能性があります。基幹の機能として、研修や事例検討、助言を受けられる機会などを地域で継続的に設けることができれば、相談支援に携わる人材が育ち、負担の偏りを防ぎ、支援を続けやすい環境づくりにつながる可能性があります。

ただし、基幹相談支援センターを設置すれば、これらの課題が自動的に解決するということではありません。 町にどのような課題があり、既存の体制で対応できていることと、十分に対応できていないことは何かを確認した上で、必要な機能を検討することが重要です。

最後に、基幹相談支援センターを巡る国の動きと奈良県内の設置状況についてお伝えします。基幹相談支援センターについては、平成 24 年に地域の相談支援の中核を担う機関として国の制度に位置付けられました。さらに障害者総合支援法の改正により、令和６年４月から市町村における設置が努力義務となりました。全国的には設置率が６割ほどと進んできているものの、地域によって状況には差があり、奈良県の設置率は令和７年度において全国最下位となっております。現在、県内で設置しているのは奈良市、大和高田市、五條市、大淀町の４市町です。こうした現状を受けて奈良県は障がい福祉計画の基本指針において、令和 11 年度末までにすべての市町村において、基幹相談支援センターの設置、整備をおこなうことを指針として掲げられました。こうした国や県の動きも踏まえながら、私たちの町においてどのような相談支援体制が必要なのかを考えていく必要があると考えています。基幹相談支援センターを設置すること自体を目的とするのではなく、8050 問題や困難事例への対応、相談支援に携わる人材の育成、関係機関の連携など、町が抱える課題に対してどのような仕組みが有効なのか、しっかりと考えていく必要があります。委員の皆様から率直なご意見をいただき、今後の町の相談支援体制の検討につなげていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

基幹相談支援センターですが、これを設置するとなったときに設置方法や、果たしてどれだけの役割を果たさないといけないのかなというところは、いろいろ勉強して調べているのですが、今日参加されている委員の皆様で、基幹相談支援センターについて、こういうやり方はどうだろうかとか、広陵町の実情に応じて考えていったらいいのではないだろうかとか、何かそういったご意見などおありでしたらご発言いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

普段は広陵町から委託を受けて、精神障がいのある方の相談支援をさせていただいています。委託の相談を受けていますので、障がい福祉サービスに繋がらない方も含めて、精神の障がいのある方の生活相談を中心に受けています。奈良県は基幹相談支援センターがまだできておらず、設置をされても本当に形だけ終わってしまっている行政もある状況です。

この業界で 20 年くらいやっていますが、最近、相談内容というのは大きく変わってきました。最初は、精神障がいの方なので自宅に閉じこもっていて、自宅から出るためにどうしたらいいかなといった相談を受けていたのですが、最近になってよく出てくるのは、8050 問題が本当に多くあります。親が高齢になって、子どもの将来の生活がやはり心配で、逆に障がいがある当事者の方が親御さんを介護しているという状況も出てきたりしていて、本当に立場が変わってきているというところです。本人だけを見ると障がい福祉のサービスだけで大丈夫なのですが、ご家族全体を見ると介護保険のサービスや医療機関との連携が必要です。そういうときに障がいだけをやっている私たちからすると、本当に手詰まり感はあります。連携がうまくできなかったりということもあるの

で、そういうときに基幹相談支援センターのような、相談支援のハブ的なもので、行政と私たちをつないでくれたり、教育機関とつないでいただいたり、全体を見てサービスの底上げといいますか、サービスのマネジメントをしてくださる方がいるとやはりとても助かると思います。

最近、障がい福祉サービスに本当にいろいろな機関が多数参入してきています。それはいいことだと思いますが、ビジネス的に障がい者の生活を囲い込んでしまって、自分たちの収益のために使っているところがあります。サービスを利用するために計画を作成してくれる特定相談支援事業者のほうも、本人が使いたいから、ご家族の方が使いたいからというところで計画を作成しますが、それが本当に真摯的なその人たちにとっていいものなのかというところが疑問に残っています。特定相談の事業者はお一人職場が多かったりして、なかなか自分たちのケースを振り返ったりとか、そういうところもないところもあると、やはり特定相談支援事業所の底上げも必要なのかなと思います。そうなったときに一委託相談支援事業所が、そこの底上げに時間が使えるかというとなかなかできていなくて、そういうときにも基幹相談支援センターは必要なのかなと思います。その中心となって町の福祉を上げていく方が必要だと思います。まだ本当に手探りの部分があるので、基幹相談支援センターがどこまで必要なのかというところはこれから精査していかないといけないと思います。

アンケート結果を見せていただいて、本当に広陵町は親御さんの努力とかそういったものが強くて、地域力があるというところはあるのですが、10 年先にその親御さんが亡くなられたり年取られたりしたときに、誰が支援していくのかとなればやはり、中核となるのは相談支援だと思うので、そこの強化をどうしていくかは今後検討が必要だと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。青木委員は障がい者の就労という部分で支えていただいていますが、実際、就労継続支援のＡ型やＢ型とか、一般就労へのつなぎは難しいので、基幹相談支援センターはいかがでしょうか。あったほうがつなぎやすいとかあるのか、何かご意見あればお願いいたします。

【委員】

私は障がいのある方の就労支援で相談業務をさせていただいています。元々うちのセンター自体は平成 21 年から開所していて、障がいのある方の就職に向けていろいろサポートをしてきたのですが、当初は比較的一般就労につながる方が多かったのです。その時はまだ障がい者雇用の間口が狭くて、本当にマッチングをうまくしていく中で就労につながってきたところもあるのですが、先ほどもお話があったように、ここ近年福祉サービスがかなり増えてきたということもありまして、Ａ型、Ｂ型がこの地域でもかなり数が増えていています。十分、一般就労できる方でも安易に福祉サービスに繋がっている状況があります。ハローワークのインターネットサービスを見ると障がい者求人が奈良県内にかなりあります。今、見ていると大体 160 件ぐらいは県内の中で障がい者雇用求人としてあります。それが多いか少ないかは分からないですが、昔と比べると求人数は増えてき

ているので、私たちの支援機関に繋がらなくても、自分で応募して就職できる方が増えてきています。ですので、うちに相談に来てくださる方は、福祉的な就労か一般就労かで悩まれてる方が相談に来てくださっています。こういう基幹相談があると私たちと業務がすみ分けができて、分かりやすくなるかなとは思っています。そういう役割を期待されているかどうか分からないですが、もし建てるとしても、もう少しどういう役割を担ってほしいか、今の地域の状況の中でどういうニーズとか、どういう今状況なのかを把握した中で、基幹という役割が必要なのであればできたらいいかなと思います。

アンケートを見ていると、情報がなかなかないというところは、就労支援も情報がなくて就労につながらないところもあると思いますし、どこにどういう相談をしていいか分からないということもアンケートの中であったと思います。その辺を整備するとか、基幹相談があることで一旦そこに相談して、必要なしかるべき相談機関にきちんとつないでいただけるような、フローチャート的なものが整備されていくと、障がいのある方も安心して相談していくことにもつながっていくのかと思います。児童や就労したい方や生活に関することなど、どこに相談したらいいか整備するものになるのであればいいのではないかと思います。

【事務局】

ありがとうございます。実際、相談支援のハブという形で基幹相談支援センターは位置付けられてはいます。相談支援の計画相談だったりを、広陵町のほうから依頼させていただいていますが、個々で抱えていらっしゃるケースすごい複雑化してるというか、先ほどもおっしゃっていただいたように、障がい者、障がい児単体を見ていけばいいというものではなくなってきたのかなと思います。家族全体を支える何かの役割を考えていかないといけないですが、それがどこに繋いだらいいんだろうかとか、そういった問題は多少出てきていると思いますし、これからもっと増えてくるのではないかと感じています。そういうところで何か取りまとめになるようなセンターが必要なのかというところが一番キーかなと思っているのですが、秋本委員、何かご意見ございますか。

【委員】

私は９割ほどが児童の相談支援をしています。委託をいただいていることもあって、困難な子どもが多くて、いろいろな機関とつながることが多いです。児童相談所や子ども課、教育委員会、子ども相談センター、保健センター、いろいろなところと関わっています。相談支援だけではできなくて、それぞれの機関で役割を果たしてもらうと、福祉のほうだけでしなくていいケースはたくさんあります。例えば学校の方で対応していただく、学童、保育園でうまく行けば、障がい福祉サービスを使わなくてもいい子どもは実際たくさんいるのが現状です。だからそこをこの基幹相談支援センターが、適切な場所で適切な支援をしてもらえるようにつないでいくことで、余分な福祉サービスの利用は減ってくるのかなとは思ってます。せっかくセンターを作ってくださるなら、子ども課や保健センターとつながれる、例えば保健センターのどの方が窓口としてしてくださるのかとい

うシステムづくりを、行政のほうが主になってしていただくことで、一気にこの基幹相談支援センターが動けるのではないのかなと思います。今、実際には直で、この課のこの人だったら話を聞いてくれるという感じで動いてるのが現状です。だからそこを町の中でシステム化してもらって、こういうケースの場合はこの課のこの人につながるというシステム作りをしていくことで、もっと効率的に相談を対応していけるのかなと思います。そういうセンターであれば理想だなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。 これも調べると、その町が自営で作るという方法もあれば、奈良市や高田市のように社会福祉協議会に委託するというようなやり方や、地域の法人に委託するという方法もあったりするそうです。これもう少し深く調べると、そこの一機関だけで全部この機能を担うのではなくて、機能を分散させる方法も、厚労省としては指針として出しているようです。今、いろいろご意見いただいた結果と今回のアンケートの結果も含めてですが、あるに越したことはないのかなとは思いつつ、人材の確保も必要になってきますし、これを役場がやるほうがいいのか、地域の事業者さんを絡めて一緒にやっていくほうがいいのかとか、そういうところをできれば令和９年から、何回か地域の事業所の皆様と一緒に協議を重ねたいと思っています。設置が要るのか要らないのかというところからになると思いますが、皆様で協議できる機会があればと思っています。またこちらから今日お越しいただいている皆様も含めて事業所のほうにもお声がけさせていただいて、広陵町の地域の実情を踏まえて、要るのか要らないのか、要るのであればどうやっていくか、皆様で協議の場を持てればと思っておりますので、その際はご協力いただければと思います。また、この計画の中に基幹相談支援センターの設置に向けて、どういう形で計画に記載していくのかは、事務局のほうで少し揉んで、設置に向けた協議を開始するとかいうような載せ方をするのか、それともなしみたいな形で載せるのか検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。本当は皆様にいろいろご意見をお聞きしたいのですが、時間の兼ね合いもありますので、ほかの相談支援の方に個人的に聞きに行こうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。続きまして、３．その他について、事務局のほうから連絡事項はございますでしょうか。

３．その他

【事務局】

次回の会議の日程につきましてご連絡させていただきたいと思います。次回、第３回目の推進協議会につきましては、12 月９日（水）の午後からを予定しておりますので、また事前に開催通知を送らせていただいて、資料についても１週間前を目途に送らせていただこうと思っていますので、12 月９日午後のご予定を空けていただければと思います。４回目の推進協議会につきましても、

２月 10 日（水）の午後で予定をしておりますので、ご予定のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、以上で本日の全ての議事は終了といたします。何かございましたら、後日でも結構ですので、社会福祉課のほうまでご遠慮なくお尋ねいただければと思います。本日はありがとうございました。

以上